

予 算 要 求 資 料

令和7年度3月補正予算

支出科目 款：農林水産業費 項：農業費 目：植物防疫費

事 業 名 防除指導費（R8分）

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部 農産園芸課 ぎふ清流GAP推進係 電話番号：058-272-1111(内4116)

E-mail : c11423@pref.gifu.lg.jp

1 事 業 費 補正要求額 951 千円 (現計予算額： 0 千円)

<財源内訳>

| 区分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|--------------|-----|-----------|-------------|-------------|---------|-------|-------|-----|---------|
| | | 国 庫 支 出 金 | 分 担 金 負 担 金 | 使 用 料 手 数 料 | 財 産 収 入 | 寄 附 金 | そ の 他 | 県 債 | 一 般 財 源 |
| 現 計 予 算 額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 補 正 要 求 額 | 951 | 60 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 891 |
| 決 定 額 | 951 | 60 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 891 |

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

病害虫発生予察事業は、植物防疫法に基づき昭和25年度から実施しており、その後組織の統合を進めながら平成19年からは本所及び1支所の体制で効率的な防除対策、農薬安全使用指導を推進してきた。

安定した農産物の生産のためには病害虫の防除は必須であるが、近年は環境に配慮した適切かつ効率的な防除が求められている。また、令和5年度4月に植物防疫法の一部が改正され、県総合防除計画を令和6年度に策定した。今後は防除計画に基づく防除の実施が行われることとなる。

ゴルフ場における農薬使用については、依然として周辺住民や環境への影響を懸念する声があり、防除対策及び農薬安全使用対策について継続的に指導する必要がある。

(2) 事業内容

指定病害虫に対する総合防除に係る防除計画の策定及び指導、病害虫・雑草防除指針、病害虫発生予察情報等に基づいた的確な防除指導を実施する。

ア 防除所運営費

- 安心と信頼を届ける農産物の推進等に係る病害虫発生予察情報の提供
- 農薬の流通と危被害実態調査

イ 防除指導事業

- 病害虫防除所及び農業技術センターとの連携・連絡調整
- 植物防疫法に基づく総合防除計画の策定及び防除計画に基づく指導
- 農林水産航空事業に関する指導
- ジャンボタニシ被害対策の推進指導

ウ ゴルフ場環境保全対策推進事業

- ゴルフ場立入調査及び指導の実施
- 農薬使用状況の調査

エ 自動車管理費

病害虫防除所が所有する公用車の維持管理費（本所3台、飛騨支所1台）

(3) 県負担・補助率の考え方

県 10/10

植物防疫法、農薬取締法、岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則に基づき、県が行う業務

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|------|-----|------------------------------|
| 報償費 | 13 | ジヤンボタニシ被害対策チームアドバイザー報償費 |
| 旅費 | 125 | 担当者会議、連携会議、防除指導、航空事業検討会 他 |
| 需用費 | 617 | 事務等消耗品、印刷製本費、公用車燃料、公用車車検時修繕料 |
| 役務費 | 98 | 通信運搬費、車検登録印紙税、自賠責保険料 |
| その他 | 98 | E T C 使用料、研修会等負担金、自動車重量税 |
| 合計 | 951 | |

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・植物防疫法第29条（都道府県の行う防疫）
- ・農薬取締法第12条の3（農薬の使用の指導）
- ・岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則

(2) 国・他県の状況

植物防疫法等に基づく防疫業務として都道府県が実施。

事業評価調書（県単独補助金除く）

| |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新規要求事業 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業 |

1 事業の目標と成果

（事業目標）

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

病害虫の効果的な防除を推進するため、関係機関の連携のもとに、指定病害虫の総合防除に係る防除計画の策定及び指導、病害虫・雑草防除指針、病害虫発生予察情報に基づいた的確な防除指導を実施する。また、ゴルフ場における農薬について指導を実施する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

| 指標名 | 事業開始前 (R) | R5年度 実績 | R6年度 目標 | R7年度 目標 | 終期目標 (R) | 達成率 |
|-----|--------------|------------|------------|------------|-------------|-----|
| ① | | | | | | |
| ② | | | | | | |

○指標を設定することができない場合の理由

植物防疫法、農薬取締法等に基づき、植物に有害な動植物を駆除し、また、その蔓延を防止して農業生産の安全及び助長を図ることを目的としているため。

（これまでの取組内容と成果）

| | |
|-------|---|
| 令和4年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・取組内容と成果を記載してください。 <p>指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %</p> |
| 令和5年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・取組内容と成果を記載してください。 <p>指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %</p> |
| 令和6年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・取組内容と成果を記載してください。 <p>指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %</p> |

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

| | |
|---|---|
| (評価) 3 | 農薬の適正及び効率的な利用を推進するためには、関係機関の連携のもと各種計画、指針、調査結果に基づく的確な防除指導が必要である。 |
| ・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) | |
| 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない | |
| (評価) 3 | 平成18年の食品衛生法改正により残留農薬基準が厳格化されて以降、現在まで基準値違反は発生していない。 |
| ・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) | |
| 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている | |
| (評価) 2 | 調査地点や調査手法の見直し等により、事業の効率化が図られている。 |

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

病害虫発生予察情報の充実を図るため、対象病害虫の重点化や予察手法等の点検を行うとともに、病害虫防除指導のための情報提供の充実を図る必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか
　　県産農産物の安全性確保と信頼性向上のため、的確な病害虫発生予察情報の提供、適切な防除方法の継続的な情報発信が必要である。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

| | |
|----------------------------|-----------------------------------|
| 組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課 | 病害虫防除所運営費【農産園芸課】 |
| 組み合わせて実施する理由 や期待する効果 など | 国の植物防疫交付金対象の事業を実施（対象外の事業を本事業にて実施） |